

令和元年度 第 3 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和元年 10 月 15 日（火） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
開催場所	松阪市役所 入札室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（前名城大学教授） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 古田 顕子（司法書士）
事務局	契約・検査統括参事 岡野 契約担当参事兼契約監理課長 松下 調達係長 柳川 検査指導係長 野口 検査指導担当主査 大河内 契約係長 中西
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（令和元年 7 月から 9 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（坂本委員抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
・議題 1 の入札及び契約の状況報告として、今期の工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第 2 四半期の入札件数は総計 116 件。内訳として工事 87 件、委託 27 件、入札不調 0 件、入札中止は 2 件であった。前年同期と比較し、発注総数では委託は 27 件、工事は 42 件の大幅な減少となった。契約金額は総計 20 億 3758 万 5743 円。内訳が工事 19 億 449 万 1900 円、委託 1 億 3309 万 3843 円で前年比較総計約 20 億 1260 万円の大幅な減

委 員	事 務 局
●抽出事案の審議（坂本委員抽出） この四半期における抽出案件を事務局から説明願いたい。	額となった。前回の第 1 四半期の報告の中で、今年度は消費税増税の関係から早期発注を心掛けた工事、学校関係の建築一式工事を夏休み中に完成させるために早期発注を行ったことなどから、第 2 四半期は大きく減少したものと考えております。 第 2 四半期の平均落札率は全体で 83.53%、内訳として工事および委託ともに若干増加し工事は 85.43%、委託は 77.39% でありましたが、概ね最低制限価格付近での落札率となり、競争性が十分発揮された結果になったと考えている。 ・指名停止措置の運用状況について 第 2 四半期における指名停止は 1 件 2 社の措置があった。 対象業者の 2 社は、東京都が発注した浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積合せ参加業者が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、同法の規定に基づき違反事業者を公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことで、1 か月の指名停止としたもの。 次に、抽出案件について説明をさせていただきます。 入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上について この案件については 3 件。 まず、「高田団地 C1 棟ベランダ手摺塗装他工事」、「中万町団地 C3 棟ベランダ手摺塗装他工事」の 2 件は落札率 100%となった。この 2 件に「中万町団地 C1 棟ベランダ手摺塗装他工事」をあわせた 3 件の市営住宅のベランダ工事が同日の開札となった。この 3 件の入札参加業者は全て同一の 3 者であった。「中万町団地 C1 棟」は、1 社が予定価格

委 員	事 務 局
	の 85.74%での応札であったが、他の 2 社は 3 工事とも予定価格の 100%の金額での応札となっている。 開札結果を受け担当課による分析においては、本工事は入居者宅の玄関から部屋を通りベランダに出て工事をするようになるが、入居者の中には入室を拒む人があったり、入居者との調整等により工事の進捗が左右される部分があることから参加が敬遠されがちとなる。事業者としては採算性が低くなることが懸念されることから、できるだけ高い金額での契約を望むこととなるためこのような状況が発生したのではないかと考えている。 「第 1-101 号阪内・勢津・大石テレメータ更新工事」は、水道事業関連の工事で水源地の業務に係る電気機器の更新工事。テレメータとは、市内各地にあるポンプ施設の水量等の計測、記録を行う遠隔地計測装置で、今回工事は阪内町、勢津町、大石町にあるポンプと櫛田町地内にある水源地と連動するテレメータの電源盤等の機器を更新する電気工事。この装置は、大手電機メーカーの機器を使用することを条件とするなど、特殊性のある工事であり 1 社入札で落札率 95.88%と高くなったものである。 次に落札率が 90%以上の高値受注となった案件 4 件。 いずれも入札書到着時間を基に算出する予定価格算出率が高い設定となり、幾つかの低い価格での応札が最低制限価格を下回ったことによるもので、従来から一定程度発生している事象である。 次に高落札率ではなかったが入札参加者が 5 社以下となった案件 22 件。 例年この時期は業者の手持ち工事量が増え

委 員	事 務 局
	る時期で、特に採算が取りにくい小規模な工事・特殊性のある工事等は参加が減少する傾向にある。 ・ 公民館移設工事などの建築工事、給水システム改修工事である管工事は、登録業者が少数であること、また民間工事と受注判断もあることから本市工事への参加が少なくなったものと考えられる。街路樹剪定委託は造園関係であるが上記同様、登録業者が少なく参加が多くない状況である。特殊性のあるテニスコート改修工事や地域指定型に係る工事も参加業者が少なかったが、いずれも落札率から一定の競争性は確保されている状況と捉えている。 ・ 委託の「松阪市合理化事業計画策定業務」は 1 社入札であった。この業務は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」）に関連する事業である。10 年前にも同業務の発注をしており、その継続にあたり一般競争入札で発注を行いましたが、本業務を詳しく知る前回の請負業者のみの応札となったものである。 次に低入札価格調査型は上下水道関係が 5 件、建築関係 1 件合計 6 件の発注であった。 「松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区 501 号外污水管渠及び配水管布設替工事」と「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 46 号外污水管渠及び配水管布設替工事」は、当委員会でも継続すべきと意見をいただいている上水道と下水道の合冊工事。下水道工事とそれに伴う上下水道接続工事を同一業者で施工することにより、スムーズに工事を進められることから、本市としても、また受注者側からもこの発注形態に評価を得て継続発注している。 また、低入札案件はこれまでに当委員会で見解があるように、審査下限値の 75%付

委 員	事 務 局
	近に応札額が集中している状況であり、中には同額の札が集中している工事も見受けられることから、昨年の意見書でも答申されたように継続した協議、検討をしていかなければならない事項と考えている。 建築工事である「ハートフルみくもスポーツ文化センター天井改修工事」は、1 社が失格基準価格付近で応札があったが、審査基準を満たさず失格となり、予定価格の 85% の価格で応札した業者が落札となった。入札状況から制度に応じ適正に執行されているが、引き続き注視していきたいと考えている。 次にインセンティブ型入札は、今四半期は 2 件。本制度に対しては、工事品質の向上や災害工事の受注意欲が高まると業者からも好評であり、また当委員会からも評価をいただいていることなどもふまえ、今後とも継続していくことを考えている。 入札の不調・中止に関しては、この四半期に不調は発生せず、中止した案件が 2 件あった。 「久保二町会教育集会所解体工事」は、地元と協議のうえ解体工事を進めていたが、急遽地元より集会所使用を延長したいとの要望があったため、中止とした。 「松阪市公共下水道事業三雲第 1-2 処理分区 88-2-1 号外污水管渠工事」は、公告後において設計書に誤りがあったため、設計書見直しによる中止を行った。 中止工事 2 件は、その後再度公告を行い入札執行済みとなっている。

委 員	事 務 局
報告された案件について、何点か確認したい。 ・1点目、意見になるが、入札参加者数5社以下及び落札率90%の工事の中で、市営団地のベランダ工事において入居者との調整等が必要であると思いますが、対策などを研究いただき参加が増えるような入札をお願いしたい。また、建築関係の工事全般について、昨年度からも参加者が少ない理由を聞いている。昨年のような不調件数が増えないような対策、例えば「発注の平準化」を強化していくなど十分に担当課と協議しながら進めていただきたい。 ・次に「第1-101号阪内・勢津・大石テレメータ更新工事」について、特殊性があり1社入札であったとの報告であるが、具体的な特殊性、詳細な内容を説明されたい。	ベランダ工事は居住者との工事の調整が必要となることから敬遠されがちとなる工事ではあるが、同種案件の同日の開札を回避するなど発注時期の調整などで、より一層の競争性を確保していくような発注の仕方となるように対策を講じていきたいと考えている。 当工事は、水源地と各所にある施設管理を遠隔的に行う装置であるテレメータに関連する電源盤更新工事である。テレメータ装置は、20～30年の長期に渡り使用することから、安定的な給水を確保するため、機器の信頼性を求めるもので緊急時のサポート体制も充実している大手メーカーいずれかの機器の使用を指定した。 また、入札参加要件として、過去15年間官公庁発注の同工種（電気工事）で設計金額50%以上の履行実績を求めた。この条件で市内業者が単独で参加できるのは非常に少数となることが予想されることから、競争性を担保するために市内業者とのJVでの参加を含め、全国に地域条件を拡張し広く参加を求めた。しかしながら結果として、現在設置機器のメーカーのテレメータ取扱店の一つである県内業者1社の参加で落札となったものである。担当課分析においては、電源盤の更新工事そのものは電気工事の許可がある業者であれば工事可能とのことであったが、既設機器との関連も考慮す

委 員	事 務 局
・続いて、入札参加者 5 社以下の項目の説明で、1 社の参加しかなかった「松阪市合理化事業計画策定業務」について、継続事業のため他社が入札参加を控えたということであるが、詳細な事業内容を教えていただきたい。	ると、故障時などに責任の所在が明確にならないなどの懸念があるため、同取扱店以外の参加可能業者が参加を敬遠したものと分析しています。 同事業の内容における、「合理化事業計画」とは「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法」（合特法）に基づき、将来にわたり、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理体制を確保するとともに、一般廃棄物処理業（し尿）等の業務の安定を保持することを目的に策定するものである。また「合理化事業」とは、その合理化事業計画の中で市と業者が協議を行い、主に市の直営のごみ収集運搬業務、下水道管路施設や農業集落排水処理施設の清掃業務または汚泥収集運搬業務などの代替業務を、特定の業者に対し、随意契約によって一定期間委託契約を行うことを決定するものである。この合理化事業計画は、前回平成 22 年 3 月に策定をしており、10 年経過時に見直しを行うものである。参加条件は補償コンサルタント（営業補償、特殊補償部門）、建設コンサルタント（下水道部門、都市計画及び地方計画部門、建設環境部門）のすべてに登録があることとした。 参加可能業者は、市内業者、準市内業者、県内業者で十数者確認できたため、地域条件は県内業者までとし発注したが、10 年前の入札で落札した県内業者 1 社のみの参加となった。その要因としては、同社は 10 年前に本市の同事業の計画を策定していることから、本市の将来にわたる下水道事業の全体計画や市内の一般廃棄物処理業等事業者の実情などを把握しており本業務に対して経験が有ったことから参加したと推察するが、本業務がその他の設計業務等に比べ一般的ではないこと、業務価格が高額では

委 員	事 務 局
・続いて、当委員会でも継続して注視している低入札案件で、先程事務局から説明のあった上水道工事関係 5 件の内、上水道・下水道の合冊工事が 2 件あり、それも含めて全ての土木工事で低い落札率となっている。建築工事を含め、詳細な内容を説明されたい。	ない案件であることなどから他社においては、入札参加を敬遠されたものと分析しております。 上下水道と下水道の合冊工事の 2 件ではいずれも調査基準価格未満での入札が複数社あった。全社失格基準価格以上であり、入札者のうち、入札価格の低い者から順に低入札価格調査を行った。 「松阪市公共下水道事業松阪第 3 処理分区 501 号外污水管渠及び配水管布設替工事」では、積算内訳書審査基準を満たさない業者が失格。次の業者が同額のため、くじにより調査順を決定しその 1 番目の業者が 75.62%で落札となった。なお、調査基準価格である予定価格の 85%を超える金額での応札は 1 社であった。 次に「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区 46 号外污水管渠及び配水管布設替工事」では、積算内訳書審査基準を満たさない業者が 1 社あり失格となり、2 社目が 74.86%で落札となった。そのほか設計価格を超える応札が 1 社あったが、その応札が誤りによるものか真意は判断できない。 この合冊工事に関しては、参加業者がそれぞれの積算過程において経費率などの算出に違いがあるので入札価格にも違いが出てきており、審査基準を満たすことが難しいものと考えられる。 続いては、下水道工事単独の積算基準による 3 案件でこれらは同日に開札を行った。1 つ目の「松阪市公共下水道事業松阪第 1 処理分区松阪 1-5 号污水幹線外污水管渠工事」では、積算内訳書審査基準を満たさない業者が 1 社あり失格となった。次に 2 社が同額でくじ引きを行い、調査順が 1 番目となった業者が落札した。その他にも調査

委 員	事 務 局
	基準を下回る入札が数社あったが入札額には差異が見受けられた。なお、調査基準価格の85%以上の応札は3社であった。 2つ目の「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区11号外汚水、228号外雨水管渠工事」は、1件目の開札での落札業者が低入札手持制限で失格となり、同額であった別の業者が落札している。この入札も調査基準価格を下回る応札が複数あった。また調査基準価格を超える応札は4社ありました。 3つ目の「松阪市公共下水道事業松阪第1処理分区44-1号外污水管渠工事」は、積算内訳書審査基準を満たさない業者が1社あり失格となった。次に6社が同額であったが1つ目、2つ目を落札した2社がそれぞれ低入札手持制限で失格となったことにより、残り4社が審査対象となり、くじ引きの結果調査順1番目の応札者で落札となった。また、この入札においても調査基準価格を超える応札は3社あった。 続いて、建築一式の低入札工事「ハートフルみくもスポーツ文化センター天井改修工事」は、入札参加業者4社中、積算内訳書審査基準を満たさない業者が1社あり失格となった。残り3社の内1社が予定価格の85%で応札し落札となった。 これらの入札状況から、応札額は各業者の積算方法によるもので分析は難しいところであるが、最低制限価格方式におけるランダム係数を乗じて決定される予定価格算出率により予定価格と連動して決定する最低制限価格を下回ることによる、高値応札業者とのやむを得ない契約という事象は回避できており、本制度の目的は継続して達成できていると考えている。なお、入札参加業者については、建築工事では低入札に

委 員	事 務 局
	においても参加者が少ない状況であり、また土木工事では、ほとんどが同じ業者による参加での競争となっている状況が伺え、調査基準価格である予定価格の85%以上の応札額も同じ参加者であるという状況が確認できる。これらの入札参加状況も含め、低入札契約における工事品質の確保については今後も注視していきたいと考えている。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	・第2四半期の随意契約のうち対象案件について説明する。 ① 松阪市上水道台帳補正業務委託 上水道台帳の補正業務は、配水管・給水管のデータや工事竣工図、また給水原簿のデータを更正入力することにより、管路位置情報等を視覚化し、全庁的に共有を図るものである。これまでそれらの作業は契約相手方の技術開発により構築されたシステムにより行われており、松阪市の上水道データを蓄積している。「松阪市統合型GIS」は、平成13年度に契約相手方が著作権を有するシステムを導入しており、契約相手方以外の業者が業務を実施する場合は、様々なリスク（他業者では地理情報システムを新規導入するか、既存のデータを一旦その業者が扱えるデータ形式に変換した上で作業する必要がある。）が生じることになり、また余計な工期と多大な経費がかかるなど、松阪市の負担が大きくなると考えられる。以上のことから、令和元年度の松阪市上水道台帳補正業務においても、これまでと同様に自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	② 松阪市公共下水道台帳補正業務委託 公共下水道台帳用施設平面図は、都市計画図（1/1000）を基図（ベース）として下水道管路施設の追加や修正を行っており、追加・修正データは松阪市統合型 GIS に反映され、全庁的に情報共有が図られている。これらの追加・修正作業は契約相手方の技術開発によるシステムで構築されており下水道台帳データや排水設備申請図書データ等を蓄積している。 また、「松阪市統合型 GIS」は契約相手方が著作権を有するシステムを導入しており、契約相手方の業者が業務を実施する場合は様々なリスク（他業者では新規の地理情報システムを導入するか、既存データ利用する場合は、その業者が扱えるデータ形式に変換して作業を行い、契約相手方のサポートを得て「松阪市統合型 GIS」にセットアップする必要がある。）が生じることと、時間と費用が多く必要になるなど松阪市の負担が大きくなることが考えられる。これらの理由により、令和元年度の公共下水道台帳用施設平面図作成業務委託についてこれまでと同様に自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ③ 松阪市総合運動公園トイレ建設工事 松阪市総合運動公園は、子供からお年寄りまで体力増進や各種スポーツを通して市民が交流できる公園として、芝生広場や多目的グラウンド、スケートパークをはじめ様々な施設の整備を行っている。当公園は 4 棟のトイレを計画しており平成 23 年度、平成 25 年度、平成 28 年度に 3 棟のトイレ整備を行い、今回、平成 31 年 4 月に供用開始を行ったスケートパーク北側に 4 棟目のトイレを建設するものである。 令和元年 7 月 12 日に公告を行い、公募

委 員	事 務 局
..... 委員会としての意見 ・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	型プロポーザル方式によるトイレ施工業者の募集を行った結果、3社が参加し、第1回審査委員会を8月9日、第2回審査委員会を8月19日に開催し、審議を行った結果、第一契約候補者を決定した。内容評価について3社中1位であり、第一契約候補者の提案内容は、今年度の設置位置であるスケートパーク付近にマッチしたスタイリッシュな外観、内装においては松阪産木材を使用するなどの工夫に加え、設備においても子供用の手洗い器を設置するなど充実したものであった。価格評価についても3社中1位であったことから、決定業者を採用することが妥当であると判断し、第2回審査委員会において契約相手方を決定し随意契約を締結した。 ④ 使用済スプレー缶等処理装置借上げ これまでに環境省や消防署から、市民が使用済スプレー缶やカセットボンベを廃棄する際、穴開けをしない方向が望ましいとの事務連絡や指摘があったことや、使用済スプレー缶等が原因で塵芥収集車および破碎ピット内で爆発事故や火災が発生し、非常に危険なうえ、修繕料等も高額を要したことから、平成21年9月から市民が穴開け作業をすることなく処理し、環境に適した方法で安全に処理できる装置を導入している。契約相手方は使用済スプレー缶やガスライターを環境に適した方法で安全に処理する特許を取得しているため、他に同様の処理装置を製造・販売できる業者はいないことから自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

委 員	事 務 局
●その他	
最低制限について、県と開きが生じてきている状況から事業者としては改正を望む声が多くなったという部分はあったのだと思う。事業者の意見が市民にとって最善であるかどうかは別として、最低制限のあり方については今後も検証していく必要がある課題だと認識している。地域の建設業者は社会基盤を作り守っていく担い手として、また災害時の迅速な復旧において市民生活を守るための重要な役割を果たす地域のインフラの一つと捉える見方もある。担い手不足が深刻な状況のなか地域建設産業の維持は重要な課題の一つ。建設業界の働き方改革が促進されることで、若年層が働きたいと思う魅力ある環境が整えられることも必要なことであろう。 当委員会においても発足時から、税金を原資とする公共事業の入札及び契約の過程、契約内容の透明性及び公正性を確保が十分図られているかということを主眼におき審議を行っている。また、地域の事業者の現状も鑑み、松阪市民にとって望ましい公共調達とはどうあるべきかという視点をもって審議に臨むよう心掛けている。 今回提出された要望は、地域の多数の建設業者の方々が会員として名を連ねる当商工会議所建設部会から出されたもので、現場の生の声というものであり、こういったことを望んでいるかということを知る手掛かりとなるものである。要望については市当局において精査検討いただくことであると	①松阪市議会から「入札制度についての調査結果に基づく意見書」が8月5日提出されたことを報告。 市内業者190社に依頼し140社から回答あり。7つの設問に対し、概ね現行制度のままでよいとの回答が多数であったものの、「最低制限価格制度（予定価格の85%）」については、回答者の66.4%が見直しが必要との結果。市内業者の減少傾向や、防災協力の地域貢献を考慮した同制度の再構築を検討されたいとの意見であった。 ②松阪商工会議所建設部会から「工事等入札制度に関する提案・要望書」が8月6日提出されたことを報告。 （内容） 1. 地域建設業関連業者に対する政策的支援 2. 入札制度の改正 （1）市内業者への一層の受注機会の提供 （2）最低制限価格の引上げ （3）低入札価格調査制度の廃止 （4）インセンティブ型入札制度の積極的な活用 （5）専門工事業者の育成支援 （6）不適格業者登録の根絶に向けた取り組み

委 員	事 務 局
思うが、我々の今後の審議における参考材料の一つとしていきたいと考える。	3. 入札制度の運用 (1) 早期発注の促進 (2) 手待ち期間の解消及び工期 (3) 建設業界における「働き方改革」への支援
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・次回開催日を令和2年1月27日(月)14時からとし、抽出委員は古田委員とする。	